

特定福祉用具(介護予防)販売重要事項説明書

リリーフ ステーション

販売についての相談窓口

【電 話】 0270-61-6701

【営業時間】 午前8:30～午後5:30

【ファクス】 0270-61-6700

【営 業 日】 月曜日～金曜日(祝祭日は休業日)

*ご不明な点は、お気軽におたずねください。 *他の休業日 12月30日～1月4日及び夏季(2F)

* 事故、故障等の緊急連絡についても、上記 窓口で承ります。

特定福祉用具(介護予防)販売事業所の概要

1、事業者の指定番号および販売提供地域

項 目	内 容
事 業 所 名	リリーフ ステーション
所 在 地	伊勢崎市日乃出町424番地1
介護保険事業所番号	1070401052 (群馬県指令介第1113-14号 平成17年9月1日)
販 売 提 供 地 域	伊勢崎市・太田市・前橋市・みどり市・玉村町

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2、事業所の職員体制

職 種	人 員	職 種	人 員	職 種	人 員	職 種	人 員
管 理 者	1	福祉用具専門相談員	*3				

*は兼務

3、販売価格および販売種目内容

【1】販売価格

販売価格は、所定の料金表(販売カタログ)に基づいて計算します。

* 要介護または要支援認定を受けられたご利用者様は、介護保険制度から7割～9割給付されるため自己負担は1割～3割となります。(年間10万円まで)

【2】販売種目内容

①福祉用具の選定

福祉用具の選定にあたっては、福祉用具専門相談員が、ご利用者様の身体状況について聴取させていただき、適切な助言をさせていただきます。

②福祉用具販売取り扱い種目

- A) 腰掛便座
- B) 特殊尿器
- C) 入浴補助用具
- D) 簡易浴槽
- E) 移動用リフトのつり具の部分
- F) 自動排泄処理装置の交換可能部品

③福祉用具の納品

使用方法や使用上の注意点についてはご説明しますが、説明書は必ずお読みください。

* 使用した上で不具合が生じた場合は、遠慮なくご相談ください。

* 納品日時については、ご利用者様やご家族様の意向に副います副います。

④メンテナンス及び苦情受付

福祉用具の使用方法・適合状況について定期的に確認させていただき、万一 不具合が生じた場合には、メンテナンスをおこないます。

* 苦情等も、上記 相談窓口で承ります。

4、交通費

上記1の販売提供地域にお住まいの方は無料です。ただし、提供区域外の場合は次のとおり交通費が発生します。

①提供区域を越えて片道5キロメートル未満は100円。

②提供区域を越えて片道5キロメートル以上は、1キロメートルごとに50円を加えた額。

5、車両使用料

搬出入時、特殊車両及び重機等を使用した場合は、実費をいただきます。

6、支払方法

納品後現金にて お支払いいただきます。

7、返品

納品後は返品はできません。

8、当社の運営方針

(1) 当事業所の専門相談員は、ご利用者様の身体状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を用いることにより、ご利用者様の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、ご利用様を介護する人の負担の軽減を図るものとする。

(2) 介護支援専門員・訪問介護員・看護師・主治医・家族・行政等の情報を共有してご利用様の変化に応じ、的確な用具を提供いたします。

(3) ご家族の福祉の増進に寄与することに努めます。

9、販売担当職員の資質向上

専門相談員の社内研修を年1回開催するとともに、関係機関開催の各種研修会にも積極的に参加し、より質の高いサービスが提供できるよう職員の資質向上に努めております。

10、守秘義務及び個人情報の開示

事業者ならびに従業者は、業務上知り得たご利用者様及びそのご家族様の秘密を漏らさず、従業者でなくなった後においても秘密保持を遵守いたします。

ただし、サービス担当者会議等においては、必要に応じて、ご利用者様及びご家族様の個人情報を開示する場合があります。

11、緊急時の対応方法

提供品により事故が発生した場合は、市町村・ご家族・居宅介護支援事業者等に対し連絡を行う等の措置を講じ、事故の状況及び措置について記録します。

12、虐待防止のための措置

人権擁護、虐待防止等のため、責任者・相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、従業者への研修その他必要な措置を講じ、従業者や養護者(家族)とうによる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

13、身体拘束等の原則禁止

生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。やむを得ず行為を行う場合には、本人・家族に対しその内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態、時間、心身の状況、理由等必要な事項を記録する。

14、感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催や指針の整備、従業者の研修及び訓練を実施します。

15、ハラスメント対策の強化

適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ適切なハラスメント対策を行います。

16、業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるように業務継続に向けた計画等の策定、従業者への研修及び訓練を実施します。

17、第三者評価の実施状況等

第三者による評価の実施・・・なし

18、販売に関する苦情相談窓口

事業所： リーフ ステーション 【熊谷 博】

国保連： 介護保険課 苦情処理相談窓口

市町村： 伊勢崎市 介護保険課

太田市 介護サービス課

前橋市 介護高齢課

みどり市 介護高齢課

玉村町 健康福祉課

TEL 0270-61-6701

TEL 027-290-1323

TEL 0270-24-5111

TEL 0276-47-1111

TEL 027-224-1111

TEL 0277-76-2111

TEL 0270-65-2511

